

## 固定資産評価審査申出に関する注意事項等について

### 【これから審査申出をされる方へ】

#### 1. 審査申出ができる方について

原則として、当該申出を行う物件の固定資産税の納税者だけが行うことができます。マンションなどの区分所有者や共有物件の共有者の場合は、共有者全員で申出を行う必要はなく、そのうちの1人が単独で申出を行うことができます。

納税者が法人等である場合には、代表者又は管理人についても申出書に記入し、商業登記簿の謄本等その資格を証明する書面を添付してください。

なお、審査の申出について代理人又は総代を選任した場合には、代理人又は総代についても申出書に記入し、委任状等その資格を証明する書面を添付してください。

#### 2. 審査申出期間について

審査申出ができる期間は、原則として固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の3月後までとなっています。なお、審査申出書を郵送された場合は、消印の日付を申出日とします。

#### 3. 審査申出事項について

審査申出ができる事項は、「価格」のみとなります。したがって、価格以外の事項に不服が及ぶ恐れのある場合などについては、市長への不服申立てについても考慮してください。例えば、宅地の一部が非課税地（道路など）であり、税額の減額を主張される場合などについては、審査申出と不服申立てのどちらもする必要のある可能性がありますので、ご注意ください。

\*市長への不服申立てについては、資産税課が窓口となります。

#### 4. 提出する申出書について

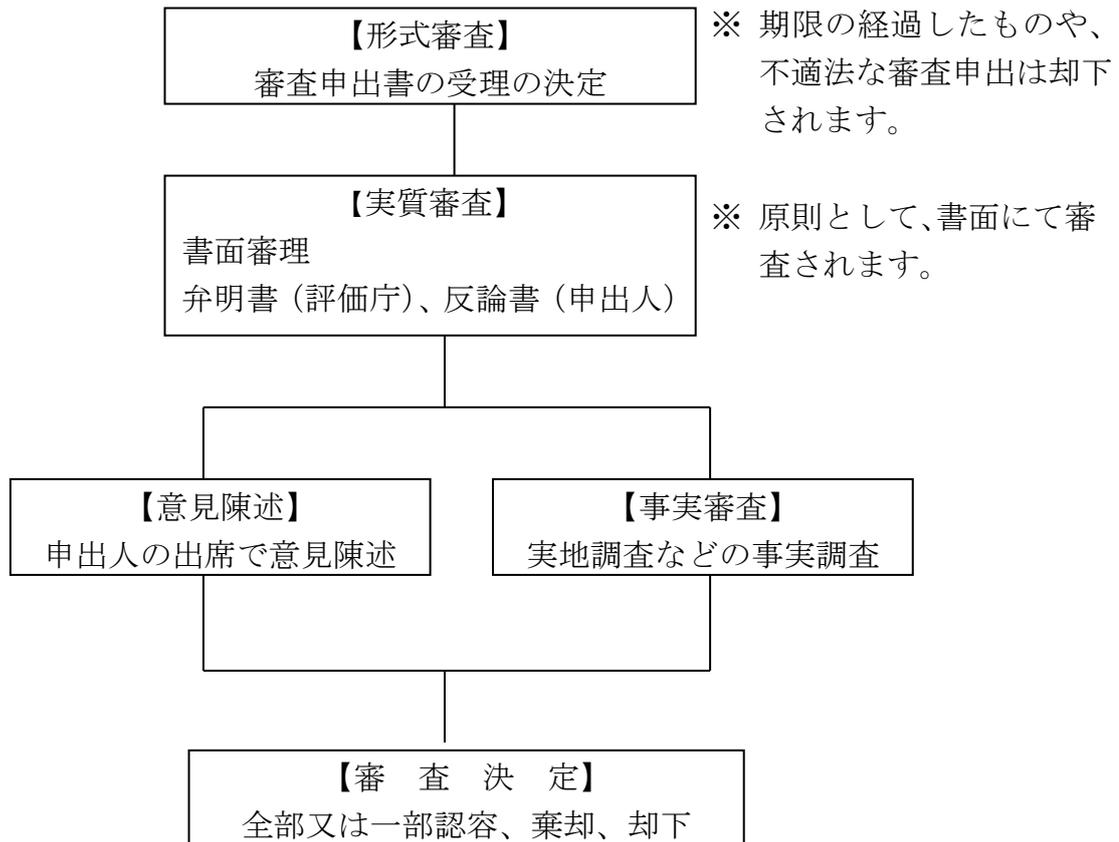
提出いただく申出書は、正本・副本の2部が必要です。

(裏面もあわせてご覧ください。)

## 【審査申出書を提出された方へ】

申出書を事務局窓口で受け付けし、お預かりした後は、下図のような手順で審査が行われる予定です。

受付後、審査委員会（枚方市民又は有識者3名の合議体）での形式審査を経て、正式な受理決定がおこなわれます。場合によっては、審理が進んだ後、却下されることもありますので、ご了承ください。



※ 決定の内容に不服があるときは、決定の通知を受けた後6ヶ月以内であれば裁判所へ提訴することができます。また、申出後30日を経過すれば、申出が却下されたものとみなして提訴することができます。

しかし、当委員会では、申出人の意見陳述や実地調査なども含めて、慎重に審理を行っており、30日以内に審査決定することが困難な場合もありますので、ご了承ください。

\* 詳しい内容については、枚方市固定資産評価審査委員会事務局（枚方市役所市民税課内）まで、お問い合わせください。

（Tel 072-841-1314 / Fax 072-841-3039）